

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念である「お客様のため、社会のため、人間生活向上のため、貴重な資源を限りなく有効に活用し、広く産業を支え、豊かな明日を構築すること」に貢献する。」ための一環として、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みを行っております。

具体的には、法令等の遵守を徹底し、経営の透明性を高め、迅速な意思決定及び効率的な業務執行を図ることにより、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

当社は、平成28年6月29日開催の第89期定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。

社外取締役が過半数を占める、監査等委員である取締役が取締役会に議決権をもって参加することで、経営の監査・監督機能の強化と意思決定における健全性の一層の向上が図れるものと考えております。

また、取締役会が重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することにより、さらなる経営の効率性を高めることに資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-3】

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識し、招集通知の早期発送など適切な日程の設定に努める一方、適正な財務報告と、高品質な監査のための十分な時間確保の観点から、決算日程を設定しております。現状の体制におきましては、決算業務との兼ね合いにより、株主総会開催日を含む日程の前倒しは困難な状況にあります。以上の理由から株主総会の開催日は、いわゆる集中日での開催となっております。

【補充原則1-2-4】

当社では、招集通知の英訳や議決権の電子行使を可能とするための環境づくりについて、2016年3月末時点での外国法人等の持分が1%未満と僅少のため、業務効率の面から実施しておりません。

【補充原則3-1-2】

当社では、招集通知の英訳について、2016年3月末時点での外国法人等の持分が1%未満と僅少のため、業務効率の面から実施しておりません。

【補充原則4-1-2】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会において、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績等を勘案して適当と認められるものの中から選定することとしております。

【原則4-2、補充原則4-2-1】

当社の取締役会は、経営陣幹部(取締役)からの提案を随時受け付けており、上程された提案につき十分に審議したうえで、業務執行の支援を行っております。業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

現状、監査等委員である独立社外取締役が2名であり、監査等委員会の構成が3名であることから、敢えて、定期的に開催する監査等委員会とは別に会合を開催する意義は乏しいと考えております。

【補充原則4-8-2】

現状、監査等委員である独立社外取締役が2名であることから、敢えて、「筆頭独立社外取締役」を決定する必要は無いと考えております。

【原則4-10、原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、当社の重要事項を決定する取締役会の場において、適切な関与・助言を行っております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名・報酬決定などに関し、より一層の関与・助言を得る仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社が保有する株式は、事業戦略や取引先との事業上の関係において、当社の事業活動又は財務活動の取引強化に資するかどうかを判断した上で保有しております。

また、議決権行使については、統一的な基準の策定はしていませんが、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を

判断しております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会へ報告した上で、審議・承認を行うこととしております。また、特別の利害関係を有する取締役は、当該議案については議決権を行使できない旨、取締役会規則に定めております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社では、ホームページに経営理念や経営の基本方針を掲載しております。また、年2回株主の皆様に向けて発行する「事業報告書」に、営業の概況や経営指標等の情報を開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1. に記載の通りです

(3) 取締役会が経営陣幹部(取締役)の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、株主総会決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を考慮したうえで、取締役報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部(取締役)の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の指名を取締役会にて決議しております。なお、指名に当たっては、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかを勘案した上で、総合的に判断しております。また、社外取締役候補者については、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、当社の企業理念や事業活動を十分に理解し、経営者または専門家としての十分な経験による見識を有しているかを勘案した上で、総合的に判断しております。

(5) 経営陣幹部(取締役)の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の経歴及び社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4－1－1】

当社の取締役会は、法令・定款において定める事項の他、取締役会規則及び決裁権限規程に定める事項について決議をしております。それ以外の重要事項については「決裁権限規程」に基づき、常勤取締役で構成する「経営会議」にて決定しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、公認会計士・税理士の資格を有する者1名及び弁護士の資格を有する者1名の計2名を監査等委員である独立社外取締役として選任しており、それぞれ豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識を当社の経営に反映しております。

また、現状は全取締役5名の内、独立社外取締役2名を選任しており、取締役会の3分の1となっておりますが、会社規模、機関設計、その他総合的に勘案し、必ずしも3分の1以上の選任が必要とは考えておりません。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、候補者が東京証券取引所が定める独立性基準に合致することを前提としております。また、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、当社の企業理念や事業活動を十分に理解し、経営者または専門家としての十分な経験による見識を持ち合わせていることを選任の基本と方針としております。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役会は、営業・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する常勤取締役3名(内、監査等委員1名)、公認会計士・税理士として、財務・会計に関する相当程度の知見をもった独立社外取締役1名(監査等委員)、弁護士としての豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識をもった独立社外取締役1名(監査等委員)の全5名で構成されております。また、当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性ならびに規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう努めております。なお、当社では取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人数を9名以内、監査等委員である取締役の人数を4名以内と定款で定めております。

【補充原則4－11－2】

当社の取締役は、自身の受託責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲内に留めております。

なお、常勤取締役の兼任については、兼任先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会で決議することとしております。

また、兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4－11－3】

取締役会全体の実効性の分析、評価については、年1回の監査等委員会による評価をもとに取締役会にて自己評価をし、その概要をコーポレートガバナンス報告書にて開示します。

なお、平成27年度の取締役会全体の実効性の分析、評価の概要は以下のとおりであります。

(評価手法) 取締役に対するアンケート及び社外監査役へのインタビューを行い、その結果をもとに平成28年6月22日開催の取締役会にて審議しました。

(評価結果) 取締役会の規模・構成において経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を適切に行うための体制が確保されていること、取締役会の決議事項は適切であり、各役員の出席率、発言状況、資料の内容等の観点より運用状況を審議した結果、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

【補充原則4－14－2】

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に対して、当社の経営課題、法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、セミナー受講等の機会を提供するとともに、その費用の支援を行っております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下のとおり定めております

(1) 対話全般について代表取締役社長が統轄します

(2) 総務企画部をIR活動の事務局と定め、各関連部門と有機的に連携しています。

(3) 毎年、IR活動計画を検討し、その充実・進化を継続的に進めています。

(4) 対話にて重要な株主の意見等が把握できた場合は、速やかに常勤役員で構成する経営会議等に報告し検討します。さらに必要に応じ、取締役会へ報告等を実施します。

(5) 適時開示資料のHP開示、説明者の限定により、発信情報の均一化に取り組んでいます。特にインサイダー情報についてはインサイダー取引防止規程に則り、厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シグマ株式会社	1,938,100	17.63
石橋俊一郎	1,145,100	10.42
公益財団法人石橋奨学会	1,000,000	9.10
朝日生命保険相互会社	770,000	7.00
白山工業株式会社	486,000	4.42
株式会社三井住友銀行	420,000	3.82
石橋健藏	357,055	3.25
株式会社みずほ銀行	331,000	3.01
東興パーライト工業株式会社	318,000	2.89
昭和化学工業取引先持株会	290,000	2.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 上記の他、自己株式が985,798株あります。
2. 上記の所有株式の他、平成28年5月31日現在の役員持株会での持分として、石橋健藏氏が13,823株を所有しております。
3. 石橋俊一郎氏は平成27年12月28日に逝去されましたが、相続に伴う名義書換が未了のため、平成28年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
波光史成	公認会計士											
神谷宗之介	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
波光史成	○	○	同氏は、税理士法人青山トラストの代表社員ならびに株式会社ビーロットの社外監査役及び東洋製罐グループホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。 当社は株式会社ビーロットの株式を保有しておりますが、その割合は同社の発行済株式総数に対して0.1%程度であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。 当該保有以外に、当社と当該会社等との間には人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。 また、同氏は、役員持株会を通じて当社	公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な経験と専門知識を当社の経営に反映してもらうため選任しております。

			の株式を保有しておりますが、当該保有以外に、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	
神谷宗之介	○	○	同氏は、株式会社パシフィックネットの社外取締役及び株式会社日本デジタル研究所の社外監査役を兼職していますが、当社と当該会社等との間には人間関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。 また、同氏は、役員持株会を通じて当社の株式を保有しておりますが、当該保有以外に、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、ならびに高い法令順守の意識を当社の経営に反映してもらうため選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が必要とした場合には、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を本社管理部門から選任することができるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会・会計監査人・内部監査室の各機関は、それぞれの役割を全うしつつ監査の計画や実施の状況、関係法令の動向確認など適宜協議を行うことで相互連携を深め、情報の共有化と業務の執行状態の適正性確保に努めております。
また、監査等委員会・会計監査人・内部監査室はそれぞれ内部統制部門に対する監査計画の立案や監査結果の報告など連携をとっており、監査の結果、何らかの不具合が認められる、あるいはその可能性が見受けられる状況となった場合は、内部統制部門に対して、その改善策の実行と取締役会等への状況報告を義務付けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

職務内容

- 毎月開催の取締役会に出席し、事業の進捗状況を監督・監査すること。
- それぞれの専門分野に基づいた経験・知見による意見陳述等を行うこと。
- 支店・工場等各地の事業所への出張を伴う業務監査等を適宜行い、必要に応じ問題点の指摘や改善勧告を行うこと。
- 内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換等により、各監査の適正性確保を促進すること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、中長期にわたる持続的な経営及び企業価値向上に努めており、短期的成果に連動した報酬体系の導入は必ずしも得策ではないと判断し、取締役へのインセンティブ付与に関する特段の対策は導入しておりませんが、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度において、取締役5名に対して65百万円、監査役3名に対し15百万円の役員報酬を支払っております。

1. 上記には、平成27年6月26日付で退任した取締役 堀内稔氏、ならびに平成27年12月28日付で退任した代表取締役会長 石橋俊一郎氏を含んでおります。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 直前事業年度中に退任した取締役2名に対して、計251百万円の役員退職慰労金を支払っております。

なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等の額に関しては、平成28年6月29日開催の第89期定時株主総会において、以下のとおり報酬限度額を決議いただいております。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。) 年額240百万円以内
- ・監査等委員である取締役 年額50百万円以内

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、株主総会決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を考慮したうえで、取締役報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポートについては、取締役会事務局である総務企画部が中心となり支援体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年6月29日開催の第89期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。

・取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)から構成され、原則として毎月1回(必要に応じて臨時に)開催し、法令・定款に定める事項の他、「取締役会規則」「決裁権限規程」に定める重要な業務執行に関する事項などの審議、報告を行っております。

・監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月1回(必要に応じて臨時に)開催し、経営の監査・監督を行っております。

・経営会議(常勤取締役が出席)を隔週開催し、取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・報告を行っております。

・グループ全体における重要会議体として、常勤取締役及び部門長を招集する全体会議を開催し、半期毎に業績状況の分析や経営戦略の適正性等に関し協議しております。

・万一に備え、グループにおける法令違反、あるいはコンプライアンスに関する重要事実の発見と是正を目的として、「内部通報に関する規程」による内部通報制度を採用しております。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者及び監査等委員である取締役候補者の指名を取締役会にて決議しております。なお、指名に当たっては、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかを勘案した上で、総合的に判断しております。また、社外取締役候補者については、中立の客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、当社の企業理念や事業活動を十分に理

解し、経営者または専門家としての十分な経験による見識を有しているかを勘案した上で、総合的に判断しております。
・株主総会決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を考慮したうえで、取締役報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社に移行しました。
これは、監査等委員である取締役のうち社外取締役が過半数を占める体制であり、監査等委員である取締役が取締役会に議決権をもって参加することから、経営の監査・監督機能の強化と意思決定における健全性の一層の向上が図れるものと考えております。
また、取締役会が重要な業務執行の一部を業務執行取締役に委任することにより、さらなる経営の効率性を高めることに資するものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知の発送日を法定期日より前とし、早期発送するとともに、招集通知発送前にTDnetや当社ホームページに招集通知全文を掲載することで、株主の皆様には十分な議案検討時間を確保していただけるようにしております。 (2016年は発送の4営業日前にTDnet及び当社ホームページに掲載)
集中日を回避した株主総会の設定	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則1-2-3】をご参照ください。
電磁的方法による議決権の行使	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則1-2-4】をご参照ください。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則1-2-4】をご参照ください。
招集通知(要約)の英文での提供	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」【補充原則3-1-2】をご参照ください。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、全ての株主様に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主様の権利確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。	
IR資料のホームページ掲載	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念と、その目指す真意を、全役職員に周知徹底する事とともに、業務を遂行する上での基本となる考え方を考え方をまとめた「経営計画書」を作成し、全役職員に配布しております。また、その内容については適時レビューするとともに必要に応じて教育を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の主力製品である濾過助剤は、食品衛生法などの規制基準をクリアしている安全な製品であり、お客様企業各社が追及されている高品質かつ環境に優しい製品製造に重要な役割を果たしていると自負しております。 また、同製品は環境問題に対応した気体処理分野へも応用されており、大気中に排出されるガスのクリーン化に貢献しております。 一方、製造工程においては、煤煙・煤塵を可能な限り発生させない設備・システムを導入する他、採掘跡地の有効利用として、植林や公園の建設、太陽光発電設備の設置など、地域の一員としての自覚を持ち地元還元に配慮した操業を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ポジティブまたはネガティブにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、平成28年6月29日開催の取締役会において以下の内容を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の全ての役職員が、法令及び定款、経営理念を遵守した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規程」により職務範囲を明確にすることで、適正な事業活動を推進できる体制を整備しております。
- (2) 内部監査室の設置やコンプライアンス研修会など、コンプライアンスに係る各種取り組みを行い、社内啓蒙を積極的に推進しております。
- (3) 法令上疑義のある行為等について、外部専門家による相談窓口を設置しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書または電磁的媒体に関連資料とともに記録し、規定に基づき、整理及び保管しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び当社子会社は、業務遂行に伴うリスク管理をするための「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会によるリスク抽出と分析、及びその対応策を検討することで適切にリスク管理を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款に定める事項の他、「取締役会規則」「決裁権限規程」に定める重要な業務執行に関する事項などの審議、報告を行っております。
- (2) 当社は、取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・決定機関として経営会議を設置しております。当該会議には、担当取締役及び常勤の監査等委員が出席し、適宜適切に運営しております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社は、連結経営を基軸に関係各社の強みを最大限に活用しつつ経営計画の効率的達成に尽力しております。
- (2) 当社子会社におけるコンプライアンスに係る各種取り組みは当社の体制に準拠しております。
- (3) 当社子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われております。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、その職務を補助する使用人を本社管理部門から選任することができるものとしております。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員の指揮命令下で業務を行い、監査等委員の指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査等委員以外からの指揮命令は受けないものとしております。
- (2) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、あらかじめ監査等委員会の承認を得なければならないものとして独立性を確保しております。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、毎月開催の取締役会及びその他重要な会議に出席し、事業や取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行状況等に係る報告を受けるとともに監視を行っております。
- (2) 前記に関わらず、監査等委員は必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対し各種報告を求めることができるものとしております。
- (3) 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令等の違反行為等、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対し報告を行うことにしております。
- (4) 上記の報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会及びその他重要会議に出席することで、適宜、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他重要な使用人から職務の執行状況を聴取する他、関係資料を閲覧しております。
- (2) 監査等委員は会計監査人、内部監査室等と定期的に協議するなど緊密性を保ち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、その他監査上の重要課題等について意見や情報交換を行い、監査が適正に実施される体制を整備しております。
- (3) 監査等委員会は、その職務の執行にあたり必要に応じて独自に外部専門家を起用することができる機会を保障されるものとしております。
- (4) 監査等委員が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは反社会的勢力による不当要求に対し毅然とした態度を堅持し、当該勢力との一切の関係を持たないことを原則としております。統括部署は総務企画部とし、平素より外部専門機関等から情報収集を行い、事案の発生時には関係行政機関や顧問弁護士等の助言をもとに速やかに対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

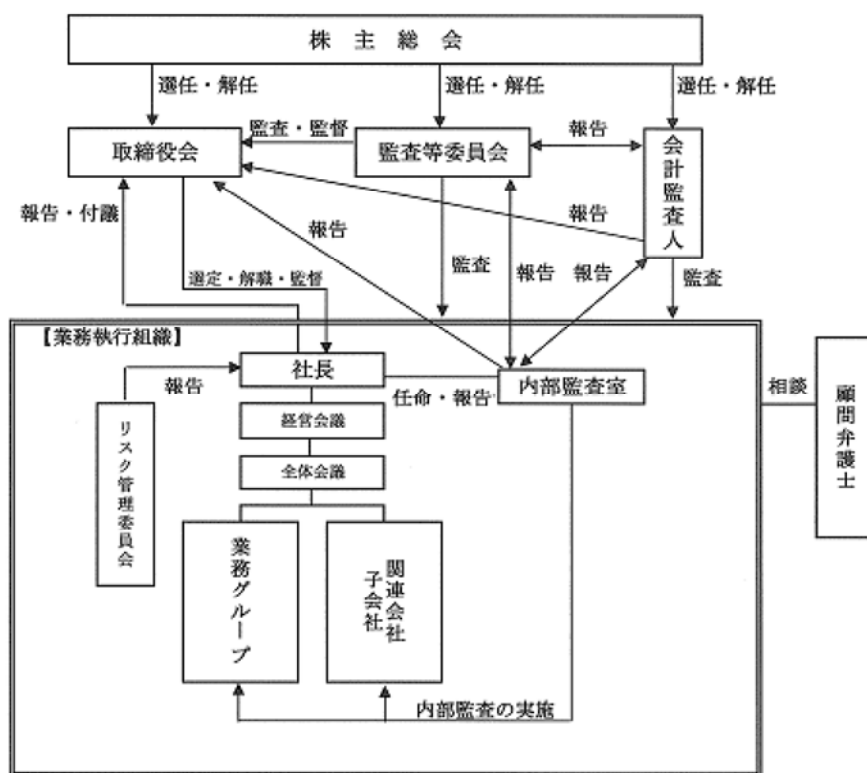
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、主に以下を主な留意事項と捉え、当社に最も適した買収防衛策を協議しております。

1. 株主・投資家に対し、十分な適時開示を行うこと。
2. 防衛策の発動、解除及び維持の条件の透明性を図ること。
3. 買収者以外の株主・投資家に不測の損害を与える要因を発生させないこと。
4. 株主の皆様の意思表示の機会を確保すること。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



日常の事業活動においては、必要に応じて弁護士等の社外専門家より、適切な指導等を受けることが出来る体制を整えております。